

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化は、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきた。一方で、この交付金措置が平成29年度で一区切りを迎えようとする中、自主財源の確保や人員(行政職員・消費生活相談員)措置、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置が進まない等の課題が残されている。

こうした中、平成30年度予算に向けて、地方から国に対して60億円を超える地方消費者行政推進交付金の要求をしてきている。ところが、平成30年度予算案によれば、2つの交付金を合わせて24億円という結果となり、地方公共団体の要請に国が全く応えられていない結果となっている。国による交付金措置が後退することにより、消費生活相談体制の維持など消費者行政が後退していく懸念がある。

消費者庁には地方支分部局がないこともあいまって、地方消費者行政の機能強化が進まない場合、消費者被害情報の収集・分析、法執行、消費者被害防止の広報啓発等、国の消費者行政も進まないことも懸念される。

よって、国においては、地方消費者行政推進交付金の後継交付金措置をはじめ、以下のことを対応されるよう要望する。

記

- 1 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成30年度本予算で確保できなかった交付金額について、国として補正予算で手当すること。
- 2 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
- 3 民法改正による成人年齢の引き下げに伴う影響を見据え、消費生活相談体制を更に充実させるため、補助事業の拡充や交付金制度の見直しを検討すること。
- 4 地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報をP I O - N E Tに登録し、または、悪質業者に対する行政処分を行うことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国の消費者行政につながっているという点を踏まえ、地方公共団体のこのような事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年6月22日

福井県鯖江市議会

送付先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)

永年勤続議員表彰

全国市議会議長会および北信越市議会議長会の総会において、市政の発展に尽くされた功績により、次の議員が表彰を受けられ、市長より感謝状贈呈を受けました。

●市議会議員在職30年以上 特別表彰



菅原 義信 議員



●市議会議員在職10年以上 表彰



石川 修 議員



帰山 明朗 議員



林 太樹 議員



小竹 法夫 議員



佐々木勝久 議員